

世界遺産「法隆寺」のある
斑鳩町で観光関連の創業を！

今がチャンス!!



斑鳩町まちあるき観光施設 整備支援事業補助金のご案内

●斑鳩町内の法隆寺周辺地区特別用途地区内の

まちあるき観光施設の創業や新規事業所の開設を支援します。

(フランチャイズ契約及びチェーンストアまたは類する契約事業も可)

補助対象

○改修費・設備費・備品購入費に、最大100万円補助（補助率1/2以内）します。事業所の新設に伴う改修費・設備費・備品購入費に対し、創業や新規事業所の開設に必要な費用に対して助成します。

○事業所にかかる賃借料に、ひと月あたり最大5万円補助（補助率1/2以内）します。

新規事業所の開設に伴う賃借料に対し、12か月間助成します。

例) 賃借料がひと月あたり10万円の場合

→補助金額60万円となります。(5万円(賃借料10万円×1/2)×12か月)

○2019年度と2020年度の2か年事業です。



斑鳩町まちあるき観光施設整備支援事業補助金の概要

目 的	観光振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図り、まちあるき観光施設となる事業所を誘致・支援するため、法隆寺周辺地区特別用途地区において、創業又は新規事業所の開設を支援します。	
対 象 者	補助対象者は、①創業しようとする者、②新規事業所を開設しようとする者（既存事業者で、同業種の新しい事業所を開設しようとする者）のうち、次のいずれにも該当する個人又は法人となります。 ○本町の法隆寺周辺地区特別用途地区において、創業等を行おうとする者であること。 ○本町の創業支援窓口（まちづくり政策課）を利用し、認定連携創業支援事業者（斑鳩町商工会等）において事業計画書の確認を受けている者であること。 ○創業等に際し5年以上継続し、年間200日以上営業する意志を持つ者であること。 ○創業等に際し地域住民と融和を図るとともに、地域振興及び経済の発展に意志を持つ者であること。 ○許認可又は届出を必要とする業種の創業等にあつては、許認可を受け、又は届出を行っている者であること。 ○町税等の滞納がない者であること。	
対 象 者 と し な い 者	①風俗営業、性風俗関連特殊営業又は深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業を行おうとする者 ②暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ③その他町長がこの要綱の趣旨に照らして適切でないと認める事業の創業等をしようとする者	
補 助 額	予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内（補助対象により上限は異なります。）	
地 域	法隆寺周辺地区特別用途地区	
業 種	【まちあるき観光施設】 歩いて観光を楽しむことができる物品販売店舗、飲食店や宿泊施設等 ① 物品販売業（観光振興に資すると認められるものに限る。） ② 飲食業 ③ 自家販売のための食品製造業 ④ 美術品又は工芸品の製作業又は展示販売業 ⑤ ホテル又は旅館業 ⑥ 観光振興に資する用途で町長が認める業種	
補 助 対 象	① 事業所の新設に伴う改修等に係る費用（不動産購入費及び仮設店舗等設置費を除く。） ※建物、土地購入、住居部分、新築は対象外。 ② 設備及び備品購入費（中古品購入費、車両購入費及び汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要と認められないものを除く。）	事業所に係る賃借料 ※共益費及び駐車場使用料等は対象外。
補助の上限	100万円	ひと月あたり5万円 (12か月間に係る賃借料を対象)
施 行 期 間	2019年4月1日から2021年3月31日まで2年間 (補助対象事業は、各年度内に完了する必要があります。)	





対象地域

法隆寺周辺特別用途地区
(赤線囲み部分)



手続きの流れ

- ① 事前協議・説明（斑鳩町まちづくり政策課）
- ②-1 事業計画書の確認（認定連携創業支援機関（斑鳩町商工会など））
- ②-2 事業を実施するための許認可、建築基準法など法令上問題ないかの確認
- ③ 交付申請書の提出
- ④ 交付決定
- ⑤ 事業着手
- ⑥ 創業または新規事業所の開設（事業所等設立の届出、登記、支払い等）
- ⑦ 実績報告書の提出（各年度末までに創業等を完了してください。）
- ⑧ 検査
- ⑨ 補助金交付確定通知（補助金額の確定）
- ⑩ 補助金の請求
- ⑪ 補助金の交付

※補助事業の確定した日の属する年度の翌年度から5年間は、当該補助金により取得した財産処分の制限があります。また帳簿等の保存も必要となります。

※事業着手前に、手続きを行ってください。

（手続き前の着工や創業または新規事業所の開設を行った場合、補助金申請はできません。）





斑鳩町まちあるき観光施設整備支援事業補助金Q & A

◎補助対象者について

- Q:** どの法人も補助対象者となりますか。
- A:** 営利を目的とする法人（例：株式会社、合同会社）は対象者となりますが、非営利活動を目的とする法人（例：NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療機関等）は対象者となりません。
- Q:** 法隆寺周辺地区特別用途地区で創業となれば、どのような業種でも補助対象者となりますか。
- A:** なりません。まちあるき観光施設となる業種（※中面左側を参照）の創業者のみが補助対象者となります。
- Q:** 既に町内に事業所を設立している場合でも、補助対象者となりますか。
- A:** 同一業種での事業を行っている場合でも、新たに対象区域内の別の場所に事業所を開設する場合は、対象者となります。ただし、開設後において、事業所等設立届の写しまたは登記事業証明書を提出していただく必要があります。
- Q:** フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業も補助対象者となりますか。
- A:** 対象者となります。
- Q:** 他の補助対象の条件はありますか。
- A:** 創業等に際し5年以上継続し、年間200日以上営業する意志を持ち、地域住民と融和を図るとともに地域振興及び経済の発展に意志を持つ方が対象になります。

◎補助対象経費について

- Q:** 新築の建物や土地の購入費用は補助対象となりますか。
- A:** 新築の建物や土地の購入は、住居など事業所の開設以外の用途にも利用が可能なため、補助対象としておりません。ただし、新築であっても、それぞれの創業に必要な設備や備品購入費は補助対象となります。なお、空き店舗や空き家、古民家を借りる場合、またこれらを購入後に新規事業所を開設するために必要な改修費用については、補助対象となります。
- Q:** 設備、備品購入費について、車両購入費及び汎用性が高いものは補助対象外とありますが、例えば、どのような物ですか。
- A:** 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できないものは補助対象外となります。例えば、パソコン、プリンター、応接セットなどは認められません。

ご注意



補助金手続きを通して斑鳩町商工会も全面的にバックアップします。
○創業相談 ○事業計画書の作成 さまざまな面から経営をサポート

**○事業着手前に必ずご相談を！
補助金を受けることができません！**

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問合せ】

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

斑鳩町総務部まちづくり政策課

TEL：0745-74-1001（内線213）

FAX：0745-74-1011

E-mail:machi@town.ikaruga.nara.jp